

## 調査票

### 「民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」

平成 24 年 1 月

本調査は、株式会社インテージリサーチが、総務省人事・恩給局の委託を受けて実施するものです。本調査について、ご回答いただいた情報は、総務省人事・恩給局での制度検討の目的以外に利用されることはありませんので、実態に即してご回答くださいますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ誠に申し訳ありませんが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ご記入にあたって

1. この調査票は、退職給付制度及び役員退職慰労金制度のご担当者の方がご記入ください。
2. 特に断りのない限り、平成 23 年 12 月末現在の状況についてご記入ください。
3. 設問の番号順にご回答ください。設問によっては一部の方だけにお尋ねするものもありますので、指示に従ってお進みください。
4. 回答を選択する形式の設問につきましては、特に断りのない限り、該当する選択肢の番号に○印をつけてください。
5. 設問ごとに「○は1つ」「○はいくつでも」というように、○印をつける数を指定してありますので、それぞれ指定した数の○印を該当する選択肢の番号につけてください。
6. 「その他( )」に該当する場合は、お手数ですが、なるべく詳しい内容を( )内に記入してください。
7. ご記入いただきました調査票は、1月23日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご返送ください。
8. 本調査についてご不明な点、ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

株式会社 インテージリサーチ

〒203-8686 東京都東久留米市本町 1-4-1

担当：三宅、若尾

TEL：0120-828-677 (フリーダイヤル) 平日 9:30~17:30



**I 貴社の概況についてお伺いします。**

問1 貴社の事業内容（業種）は次のうちどれですか。（○は1つ）

1 建設業	9 学術研究、専門・技術サービス業
2 製造業	10 宿泊業、飲食サービス業
3 電気・ガス・熱供給・水道業	11 生活関連サービス業、娯楽業
4 情報通信業	12 教育、学習支援業
5 運輸業、郵便業	13 医療、福祉
6 卸売業、小売業	14 サービス業
7 金融業、保険業	15 その他（ ）
8 不動産業、物品賃貸業	

問2 貴社の企業全体の常勤従業員は何人ですか。（○は1つ）

1 50人未満	4 300～499人
2 50～99人	5 500～999人
3 100～299人	6 1,000人以上

問3 貴社の企業全体の常勤従業員のうち、事務・技術関係職種の従業員数は何人ですか。（○は1つ）

1 50人未満	4 300～499人
2 50～99人	5 500～999人
3 100～299人	6 1,000人以上

注：「事務・技術関係職種」とは、役員を除くホワイトカラーの従業員をいいます。

**II 定年制度についてお伺いします。**

問4 貴社では、定年年齢の引き上げ、勤務延長制度や再雇用制度の導入、定年の定めの廃止など（以下「定年延長制度の導入」と言います）を行っていますか。（○は1つ）

1 はい	2 いいえ（→5ページ問25へ）
------	------------------

問5 定年延長制度の導入を行った時期はいつですか。（○は1つ）

1 平成17年（2005年）以前	2 平成18年（2006年）以降
------------------	------------------

問6 行った定年延長制度は次のうちどれですか。（○はいくつでも）

1 定年年齢の引き上げ	4 定年の定めの廃止
2 勤務延長制度の導入	5 その他（ ）
3 再雇用制度の導入	

**Ⅲ 定年延長制度導入の際の貴社の退職金制度の変更についてお伺いします。**

問7 定年延長制度を導入した際に退職金の制度も変更しましたか。(〇は1つ)

1 変更した	2 変更していない(又は退職金の制度はない)(→問10へ)
--------	-------------------------------

問8 【問7で「1 変更した」とご回答いただいた方にお伺いします】  
どのような変更をされましたか。(〇はいくつでも)

1 算定方法の変更	5 一時金の一部を企業年金に繰り入れ
2 算定方法を維持したままでの支給率等の変更	6 全額企業年金化
3 退職一時金の支払時期の変更	7 退職金制度の廃止
4 退職一時金の分割支払い	8 その他( )

問9 【問8で「1 算定方法の変更」とご回答いただいた方にお伺いします】  
退職一時金算定方法をどのような方法に変更しましたか。

変更前(〇は1つ)

1 ポイント式	3 最終賃金一部比例方式	5 定額制
2 最終賃金全額比例方式	4 別テーブル方式	6 その他( )

変更後(〇は1つ)

1 ポイント式	3 最終賃金一部比例方式	5 定額制
2 最終賃金全額比例方式	4 別テーブル方式	6 その他( )

注1: ポイント式とは、退職一時金の算定に退職時まで付与されたポイントを用いるものです。

注2: 最終賃金全額比例方式とは、「退職時の賃金の全ての基本給×退職事由別・勤続年数別支給率」で計算するものです。

注3: 最終賃金一部比例方式とは、「退職時の賃金の一部の基本給×退職事由別・勤続年数別支給率」で計算するものです。

注4: 別テーブル方式とは、退職時の基本給とは別の算定基礎額に勤続年数別支給率を乗じて算出するものです。

注5: 定額制とは、退職時の賃金とは関係なく、勤続年数別などで退職一時金額そのものを事前に定めているものです。

問10 貴社の退職金の支払いはどのようになっていますか。(〇は1つ)

1 一時金のみ	3 年金のみ(→4ページ問19へ)
2 一時金と年金の併用	4 退職金の制度はない(→4ページ問19へ)

問11 【問10で「1 一時金のみ」「2 一時金と年金の併用」とご回答いただいた方にお伺いします】  
退職一時金の支払時期はいつですか。(〇は1つ)

1 新定年時	3 旧定年時と新定年時の2回(→3ページ問13へ)
2 再雇用時または旧定年時(在職中)(→3ページ問13へ)	

問12 【問11で「1 新定年時」とご回答いただいた方にお伺いします】  
勤務延長等の定年延長した期間も、新定年時に支給される退職金額の算定において考慮していますか。(〇は1つ)

1 はい	2 いいえ
------	-------

問13 【問10で「1 一時金のみ」「2 一時金と年金の併用」とご回答いただいた方にお伺いします】  
貴社では懲戒解雇相当の場合、退職一時金の支給については、制度上、どうなっていますか。(〇はいくつでも)

- |         |        |
|---------|--------|
| 1 全額不支給 | 3 全額支給 |
| 2 減額支給  |        |

問14 うち、運用上、最も多いケースはどれですか。問13の番号を1つお書きください。

●問15から問18の設問は、下図を参照してご回答ください



問15 【問11で「1 新定年時」とご回答いただいた方にお伺いします】  
退職後(C)に、旧定年年齢以降の定年延長期間中(B)に係る懲戒解雇相当の事由が発覚した場合、新定年時に支払われた退職一時金の返納規程はありますか。(〇は1つ)

- |      |      |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問16 【問11で「2 再雇用時または旧定年時(在職中)」「3 旧定年時と新定年時の2回」とご回答いただいた方にお伺いします】  
旧定年時の退職一時金支払後に、旧定年年齢以前の在職期間中(A)に係る懲戒解雇相当の事由が発覚した場合、旧定年時に支払われた退職一時金の返納規程はありますか。(〇は1つ)

- |      |      |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問17 【問11で「2 再雇用時または旧定年時(在職中)」「3 旧定年時と新定年時の2回」とご回答いただいた方にお伺いします】  
旧定年時の退職一時金支払後に、旧定年年齢以降の定年延長期間中(B)に係る懲戒解雇相当の事由が発覚した場合、旧定年時に支払われた退職一時金の返納規程はありますか。(〇は1つ)

- |      |      |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問18 【問11で「3 旧定年時と新定年時の2回」とご回答いただいた方にお伺いします】  
退職後(C)に、旧定年年齢以降の定年延長期間中(B)に係る職務で懲戒解雇相当の事由が発覚した場合、支払われた退職一時金の返納規程はありますか。(〇は1つ)

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 1 旧定年時の退職一時金のみ返納 | 3 旧定年時及び新定年時の退職一時金のどちらも返納 |
| 2 新定年時の退職一時金のみ返納 | 4 返納規程はない                 |

**IV 定年延長制度導入の際の早期退職・希望退職についてお伺いします。**

問19 定年延長制度の導入の際、同時期に早期退職者を優遇しましたか。(〇は1つ)

- |  |
|--|
| 1 定年延長制度の導入後も引き続き早期退職者の優遇を行った          |
| 2 定年延長制度の導入に併せて初めて早期退職者の優遇を行った (→問22へ) |
| 3 従前の早期退職者の優遇を廃止した (→問22へ)             |
| 4 特にしていない (→問22へ)                      |

問20 【問19で「1 定年延長制度の導入後も引き続き早期退職者の優遇を行った」とご回答いただいた方にお伺いします】

定年延長制度の導入に伴い、早期退職者の優遇の内容を変更しましたか。(〇は1つ)

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 1 変更した | 2 変更しなかった (→問22へ) |
|--------|-------------------|

問21 【問20で「1 変更した」とご回答いただいた方にお伺いします】

どのような変更をしましたか。(〇はいくつでも)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 対象年齢を下げた       | 6 退職一時金の割増額を増やした |
| 2 対象年齢を上げた       | 7 対象者を拡大した       |
| 3 対象となる勤続年数を減らした | 8 対象者を絞った        |
| 4 対象となる勤続年数を増やした | 9 その他再就職の支援の充実等  |
| 5 退職一時金の割増額を減らした | ( )              |

問22 【全員の方にお伺いします】

定年延長制度の導入の際、同時期に希望退職者の募集を行いましたか。

- |  |
|--|
| 1 定年延長制度の導入後も引き続き希望退職者の募集を行った              |
| 2 定年延長制度の導入に併せて初めて希望退職者の募集を行った (→5ページ問25へ) |
| 3 予定していた希望退職の募集を中止した (→5ページ問25へ)           |
| 4 特にしていない (→5ページ問25へ)                      |

問23 【問22で「1 定年延長制度の導入後も引き続き希望退職者の募集を行った」とご回答いただいた方にお伺いします】

定年延長制度の導入に伴い、前後で予定していた希望退職者の募集内容を変更しましたか。(〇は1つ)

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 変更した | 2 変更しなかった (→5ページ問25へ) |
|--------|-----------------------|

問24 【問23で「1 変更した」とご回答いただいた方にお伺いします】

希望退職者の募集内容をどのように変更しましたか。(〇はいくつでも)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 対象年齢を下げた       | 7 募集人員を減らした      |
| 2 対象年齢を上げた       | 8 募集人員を増やした      |
| 3 対象となる勤続年数を減らした | 9 対象者を拡大した       |
| 4 対象となる勤続年数を増やした | 10 対象者を絞った       |
| 5 退職一時金の割増額を減らした | 11 その他再就職の支援の充実等 |
| 6 退職一時金の割増額を増やした | ( )              |

**V 貴社の役員の退職慰労金についてお伺いします。**

※「役員」とは、常勤の取締役（会社法上の）と監査役をいいます。

問25 役員が退任するときに退職慰労金の支給はありますか。(○は1つ)

- |      |                |
|------|----------------|
| 1 ある | 2 ない(→調査は終了です) |
|------|----------------|

問26 役員の退職慰労金の支給額はどのように算定していますか。(○はいくつでも)

- |                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| 1 役員の在任期間や年齢にかかわらず一定額が定まっている | 3 退職時の年齢により定まる           |
| 2 役員の在任期間に応じて定まる             | 4 そのつど取締役会又は株主総会で額を決めている |

問27 過去2年間に退職した役員はいますか。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 いる(→下の表に退職慰労金の支給状況をお書きください。最大で5名まで) |
| 2 いない(→調査は終了です)                       |

役職	退職時満年齢	退職理由	役員の在任期間	退職慰労金額
	歳		年 月	万円
	歳		年 月	万円
	歳		年 月	万円
	歳		年 月	万円
	歳		年 月	万円

注1：「役職」は、会長・社長・副社長・専務・常務などをお書きください。

注2：「退職理由」は、任期満了・定年・辞任・解任・死亡などをお書きください。

ご回答いただきました内容を確認させていただく場合がありますので、担当者様の連絡先をご記入ください。

会社名	
部署名	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

本調査へのご協力ありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）で、1月23日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

## 調査ご協力のお願い

平成 24 年 1 月

### 「民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」 ご協力のお願い

総務省人事・恩給局  
参事官室 退職手当担当

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

総務省人事・恩給局では、国家公務員の退職手当制度について中長期的な見直しに寄与する基礎資料を得るため毎年度テーマを変えて委託調査を実施しており、本年度は「定年延長関連」についてお尋ねする内容となっております。

本調査の対象は、日本全国の企業から無作為に抽出させて頂いております。

ご回答頂きました内容は統計的に処理し、集計結果のみを総務省人事・恩給局での国家公務員の退職手当制度の検討に活用させて頂くもので、企業名や個々の回答内容が外に出るようなことは決してございませんので、念のため申し添えます。

同封の調査票は、ご面倒でも貴社における退職金・企業年金制度についてお分かりになる部署の方にお渡し願います。

なお、本調査は株式会社インテージリサーチ（プライバシーマーク認定企業）に委託して実施いたします。

ご多忙中のこととは存じますが、本調査の主旨にご理解を賜り、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

調査実施主体：総務省人事・恩給局 退職手当第2係

TEL 03-5253-5111（代表）

担当：森、渡辺（耕）

（調査票送付先・内容についてのお問い合わせ先）

調査実施機関：株式会社インテージリサーチ

〒203-8686 東京都東久留米市本町1-4-1

TEL 0120-828-677（フリーダイヤル） 受付時間：平日 9:30～17:30

担当：三宅、若尾





送付用封筒



**重 要**

この調査は、総務省人事・恩給局から委託を受けまして、株式会社インテージリサーチが実施するものです。本調査の趣旨にご理解を賜り、何とぞご回答くださいますようお願い申し上げます。

総務省人事・恩給局

**「民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」**


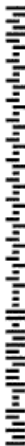
調査実施機関：株式会社インテージリサーチ

〒203-8686 東京都東久留米市本町1-4-1

TEL 0120-828-677 (フリーダイヤル) 受付時間：9:30～17:30



返信用封筒

 料金受取人払郵便 東久留米支店 承 認 <b>106</b> 差出有効期間 平成24年3月 15日まで (切手は不要です)	203-8750
	(受取人) 東京都 (東久留米支店) 私書箱三十号
	<b>株式会社インテリサーチ</b>
	「民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」係行
	

## 督促用はがき

「民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」  
ご協力のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先般「民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」の調査票をお送りさせていただきましたが、ご高覧いただけましたでしょうか。

この調査は、国家公務員の退職手当制度について中長期的な基礎資料を得るための調査です。

ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき是非ともご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

本状と入れ違いで既にご返送いただいている場合には、失礼の段ご容赦ください。

調査票を紛失された場合には、下記フリーダイヤルまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の実施は、株式会社インテージリサーチに委託しております。

敬具

調査実施主体：総務省人事・恩給局 退職手当第2係

調査委託先：株式会社インテージリサーチ

〈返送先・問い合わせ先〉

株式会社インテージリサーチ

〒203-8686 東京都東久留米市本町 1-4-1

TEL 0120-828-677 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 9:30～17:30 担当：三宅、若尾